

利府町漁港管理条例第20条第3項第4号に規定する事項を定める要領

利府町漁港管理条例施行規則（平成28年利府町規則第27号）第11条第2項に規定する別に定めるものは、次のとおりとする。

- （1） 漁業の活動による事由であること。
- （2） 漁船の活動による事由であること。
- （3） この要領の施行の日において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の定めるところにより、行政区長設置規則（平成8年利府町規則第18号）別表に規定する浜田行政区の住民として住民基本台帳に記載されている者が現に所有する漁船以外の船舶の停泊、停留又は係留する事由であること。
- （4） この要領の施行の日において、漁港区域内の水面の一部を占用し設置している栈橋、くい等の船舶係留施設であって、現に利府町が施工している漁港工事のため利府町の求めに応じて撤去又は移転をするおそれがある事由であること。
- （5） 利府町が行う工事の施工による事由であること。

附 則

この要領は、平成28年12月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年2月1日から施行する。